

## 松戸市制施行80周年記念ロゴマーク使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松戸市制施行80周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

### (使用者)

第3条 非営利を目的としてロゴマークを使用しようとする者は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、届出・申請等を行うことなくロゴマークを使用することができるものとする。

- (1) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがないこと。
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用しないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがないこと。
- (4) 特定の政治又は宗教の活動に利用しないこと。

2 営利を目的としてロゴマークを使用しようとする者は、ロゴマークの使用が前項各号のいずれにも該当し、かつ、行政目的に合致することその他の公共の利益に寄与するものとしてあらかじめ市長が承認した場合に限り、ロゴマークを使用することができる。

### (使用承認)

第4条 前条第2項の規定による承認を受けようとする者は、松戸市制施行80周年記念ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

### (遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークを使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは形状を変更して使用しないこと
- (2) 作成した製作物を商標登録しないこと
- (3) 有料販売する場合は製作物等の価格がロゴマーク使用前より高額とならないこと

### (承認内容の変更)

第6条 第5条第2項の承認を受けてロゴマークを使用する者（以下「承認者」）は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに松戸市制施行80周年記念ロゴマーク使用承認変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、松戸市制施行80周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）変更通知書（第

4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 ロゴマークのデザインの使用料は無料とする。

(ロゴマークの使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、ロゴマークを使用する事業の準備、周知等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

(違反者等に対する取扱い)

第9条 市長は、使用者がこの要綱に違反したときは、ロゴマークの使用の差止めその他の必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

2 市長は、承認者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定による請求等又は承認の取消しを受けた者に対して、使用物件の回収を求めることができる。

4 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わないものとする。

(1) 前3項の規定による請求等、承認の取消し及び使用物件の回収その他  
ロゴマークの使用に関して使用者に生じた損害又は損失

(2) 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して与えた損害又は  
損失

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別図  
〈ロゴマーク〉

①



②



80<sup>th</sup>  
Anniversary  
1943- 2023



matsudo

---